

教育委員会会議報告書（令和5年第3号）

会議の種類	開催月日	議案番号	議案名	結 果
第6回 定例会	6月23日	議 案 第34号	令和5年度教育予算 の補正（第4号）の 申出に係る臨時代理 の承認について	令和5年度教育予算について、歳入で都補助金及び雑入、歳出で教育総務費及び保健体育費に補正の申出をする必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
		議 案 第35号	武蔵村山市立学校学 校運営協議会委員の 委嘱等に係る臨時代 理の承認について	武蔵村山市立第一中学校の学校運営協議会委員について、教職員の人事異動に伴い、委員の委嘱等をする必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
		議 案 第36号	武蔵村山市学校給食 運営委員会委員の委 嘱等に係る臨時代理 の承認について	武蔵村山市学校給食運営委員会委員の退任に伴い、新たに委員を委嘱する必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないこと

会議の種類	開催月日	議案番号	議案名	結 果
				から、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
		議 案 第 3 7 号	副校長の任命に係る 内申の臨時代理の承認について	副校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
		議 案 第 3 8 号	武蔵村山市体育施設 設置条例施行規則の 一部改正の申出に係 る臨時代理の承認に ついて	武蔵村山市体育施設設置条例施行規則について、規定を整備する必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
第 7 回 定例会	7 月 24 日	議 案 第 3 9 号	武蔵村山市立学校学 校運営協議会委員の 解嘱に係る臨時代理 の承認について	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校の学校運営協議会委員について、委員の解嘱をする必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
		議 案 第 4 0 号	武蔵村山市教育委員 会事務局職員の任免	教育委員会事務局職員を任免する必要が生じたが、教育

会議の種類	開催月日	議案番号	議案名	結 果
			に係る臨時代理の承認について	委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
		議 案 第 4 1 号	令和 5 年度実施 令和 4 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会事務事業点検・評価報告書を作成する必要がある、原案のとおり可決された。
		議 案 第 4 2 号	武蔵村山市奨学資金条例を廃止する等の条例の申出について	奨学資金基金の残高の減少に伴い、奨学金の支給対象者を段階的に縮小する改正を行うとともに、令和 7 年度末をもってその目的を達成したものであるとして、条例の廃止等の申出をする必要がある、原案のとおり可決された。
		議 案 第 4 3 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	教育委員会事務局職員を任免する必要が生じたが、委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。
第 1 回 臨時会	8 月 10 日	議 案 第 4 4 号	武蔵村山市立小学校令和 6 年度使用教科	義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律

会議の種類	開催月日	議案番号	議案名	結 果
			用図書の採択について	(昭和38年法律第182号)第13条の規定により、小学校令和6年度使用教科用図書を採択する必要がある、原案のとおり可決された。
		議 案 第45号	武蔵村山市立小学校特別支援学級令和6年度使用教科用図書の採択について	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条の規定により、小学校特別支援学級令和6年度使用教科用図書を採択する必要がある、原案のとおり可決された。
第8回 定例会	8月25日	議 案 第46号	令和5年度教育予算の補正(第5号)の申出について	令和5年度教育予算について、歳入で都補助金、委託金及び雑入、歳出で総務管理費、教育総務費及び保健体育費に補正の申出をする必要がある、原案のとおり可決された。
		議 案 第47号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解嘱に係る臨時代理の承認について	武蔵村山市立第九小学校の学校運営協議会委員について、委員の解嘱をする必要が生じたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、臨時に代理したものであり、原案のとおり承認された。

会議の種類	開催月日	議案番号	議案名	結 果
		議 案 第 4 8 号	武蔵村山市教育委員 会事務局職員の任免 の変更に係る臨時代 理の承認について	教育委員会事務局職員の任 免を変更する必要が生じた が、教育委員会の会議を招集 する時間的余裕がないことか ら、臨時に代理したものであ り、原案のとおり承認された。